

本部会議から選手強化対策委員会への付託・委任事項（案）

島根県競技力向上対策本部規約第12条第3項の規定に基づく選手強化対策委員会への付託事項及び委任事項は、次のとおりとする。

付 託 事 項
1 島根県競技力向上基本計画の改定に関すること
2 組織体制の整備・充実に関すること
3 選手の発掘・育成・強化に関すること
4 指導者の養成・資質の向上に関すること
5 選手・指導者を支える環境整備に関すること
6 毎年度の事業計画に関すること
7 その他競技力向上に必要な事項に関すること
委 任 事 項
1 競技力向上対策事業の実施に関すること
2 競技力向上に係る調査・研究に関すること